

法律に基づく「河川協力団体」の指定を受けました！



この度、河川財団は国土交通省から、水防法及び河川法の一部を改正する法律に基づく「河川協力団体」の指定を受けました。河川協力団体は河川毎に指定されるもので、河川財団が指定を受けた河川は以下のとおりです。

今後、河川財団では河川管理者と連携・協力して、堤防除草など河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行っていきます。

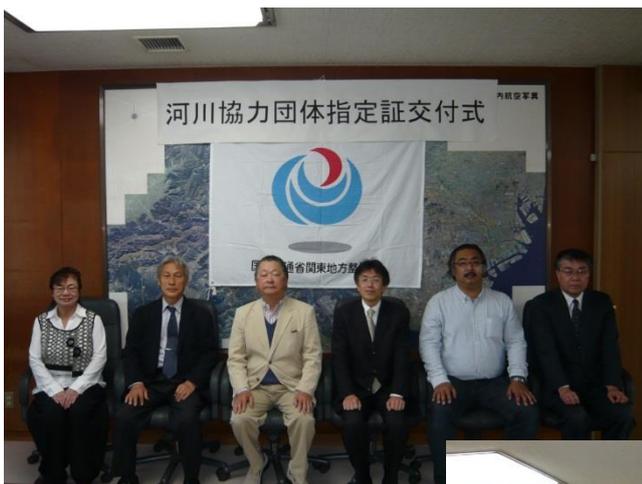
河川名	河川管理者(国土交通省)	担当事務所(河川財団)
多摩川	関東地方整備局 京浜河川事務所	東京事務所
庄内川	中部地方整備局 庄内川河川事務所	名古屋事務所
豊平川	北海道開発局 札幌河川事務所	北海道事務所

【参考】平成25年6月に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」において、『河川協力団体制度』が創設されました。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

※ 河川協力団体制度について、詳しくは河川協力団体のポータルサイトをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/rcg/index.html> 【国土交通省ホームページ】



▲京浜河川事務所での指定証交付式



▲中部地方整備局での指定証授与式

